（証券コード　3169）
平成29年４月12日

株　主　各　位

東京都渋谷区恵比寿四丁目20番３号
株　式　会　社　ミ　サ　ワ
代表取締役社長　三　澤　　太

第58回定時株主総会招集ご通知

拝啓　平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申しあげます。

　さて、当社第58回定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申しあげます。

　なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、平成29年４月26日（水曜日）午後６時までに到着するようご返送くださいますようお願い申しあげます。

敬　具

記

１．日　　　時　平成29年４月27日（木曜日）午前10時（受付開始　午前９時）

２．場　　　所　東京都千代田区大手町一丁目３番７号
日経ビル６階　日経カンファレンスルーム
（会場が前回と異なっておりますので、末尾の株主総会会場ご案内図をご参照いただき、お間違えのないようご注意ください。）

３．目 的 事 項

報 告 事 項
１．第58期（平成28年２月１日から平成29年１月31日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
２．第58期（平成28年２月１日から平成29年１月31日まで）計算書類報告の件

決 議 事 項

第１号議案　定款一部変更の件
第２号議案　取締役（監査等委員である取締役を除く）４名選任の件
第３号議案　監査等委員である取締役３名選任の件
第４号議案　取締役（監査等委員である取締役を除く）の報酬等の額の決定の件
第５号議案　監査等委員である取締役の報酬等の額の決定の件

以　上

〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰

　当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申しあげます。

　なお、株主総会参考書類並びに事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（アドレス http://www.unico-fan.co.jp/ir/index.html）に掲載させていただきます。

（提供書面）

事　業　報　告

（平成28年２月１日から
平成29年１月31日まで）

１．企業集団の現況

⑴　当連結会計年度の事業の状況

①　事業の経過及び成果

当連結会計年度においては、アメリカ、中国の経済成長の鈍化、イギリスのEU離脱による世界的な経済の不安、アメリカ選挙後の想定外の円安動向等があり、混乱含みの経済環境でありました。国内では雇用、所得環境が緩やかに回復しましたが、節約志向による軟調な個人消費に加え、自社の競争領域における上位及び異業種からの競合参入で非常に厳しい経営環境が続きました。

このような環境のもとで、当社グループは「肩の力を抜いた心地よい暮らしの提案」というコンセプトを元に事業を展開致しました。

当社グループの中核事業にあたるunico事業におきましては、ファブリック商品の取り扱いを中心とした新ブランドunico loom（ウニコルーム）をオープンしました。既存ブランドのunicoでは、売上好調なラグの新什器導入による販売強化を行いました。また、インドに日本人駐在員のいるインド支店を設置し、ファブリック商品の品質管理体制強化に努めました。組織体制におきましては、近隣の店舗ごとにリーダー店長を設置するリーダー店長制から、各店舗をスーパーバイザーが直接管理・指導するスーパーバイザー制への回帰に取り組み、組織間の情報伝達速度の向上による販売効率のアップ、各販売スタッフの販売力の強化を目指しました。

しかしながら、異業種からの市場参入による競争の激化（外的要因）、ラグ・カーテンの全店導入による販売体制整備の遅れ（内的要因）等により、予想した業績を達成することができず、厳しい結果となりました。また、一部の店舗に係る減損損失の計上、連結子会社Lamon Bay Furniture Corp.の火災による損失、同社に対する貸付金に係る為替差損も減益の要因となりました。

この結果、当連結会計年度の業績は、売上高8,147,738千円（対前年同期比0.8％増）、営業損失179,162千円（前年同期は79,742千円の営業利益）、経常損失215,752千円（前年同期は58,109千円の経常利益）、当期純損失416,559千円（前年同期は76,345千円の当期純損失）となりました。

セグメントの業績は、以下のとおりです。

ⅰ）unico事業

unico事業における主たる売上である家具におきましては、新しい顧客をターゲットとした新シリーズの発売、人気シリーズの新アイテムの投入を行いました。特に、海辺の暮らしのようなリラックスした雰囲気のMANOAシリーズは、開放的でラフなスタイルを好むお客さまを中心にご支持頂き、新たな客層の獲得につながりました。また、初の試みとして、2016年春夏の新作ラグ・カーテン・ベッドリネンの中からそれぞれ好きな柄に投票し、1位になったアイテムが10％OFFになるユーザー参加型イベントを開催しました。新作のプロモーションはもちろん、多くの新規顧客獲得につながったイベントとなりました。

既存ブランドunicoにおいては、平成28年３月にunico川崎を「アゼリア川崎」に、同年４月にunico柏を「セブンパークアリオ柏」に、11月にはunico奈良を奈良エリア初となる「ならファミリー」にオープンしたことで、unicoは全国に38店舗となりました。また、既存店のunico港北を「ららぽーと横浜」に移転し、「さんすて岡山」内のunico岡山を１フロア全体に増床致しました。

新ブランドのunico loomにおいては、平成28年11月にフラッグシップストアであるunico loom自由が丘をオープンしました。また、平成28年10月から、地方や郊外を中心に４店舗（姫路、富山、国分寺、越谷）をオープンし、着実に新ブランド認知度向上に寄与しております。

しかしながら、新店の初期費用が嵩んだこともあり、当連結会計年度の売上高は8,003,712千円（前年同期比0.7％増）となったものの、セグメント損失は160,492千円（前年同期は86,243千円の利益）となりました。

ⅱ）food事業

unico loom自由が丘の２階に、アングロ・インディアンフードをベースにした料理やお酒を提供する新業態「NAAKCAFE」を平成28年11月にオープンしました。unico loomでのお買い物の後にご来店いただくなど、相互送客による好循環が生じ増収に寄与しました。

しかしながら、新店出店時のコスト負担があり、当連結会計年度の売上高は、144,025千円（前年同期比11.9％増)、セグメント損失は18,669千円（前年同期は6,500千円の損失）となりました。

② 設備投資の状況

当連結会計年度中において実施いたしました当社グループの設備投資の総額は484,323千円で、その主なものは次のとおりであります。

unico事業	店舗の建物内装設備
本社	新システムに係るソフトウェア

③ 資金調達の状況

当連結会計年度におきまして、当社グループの所要資金として、金融機関より長期借入金として1,150,000千円の資金調達を行いました。

④ 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況

該当事項はありません。

⑤ 他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

⑥ 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はありません。

⑦ 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況

該当事項はありません。

(2) 財産及び損益の状況

① 企業集団の財産及び損益の状況

区　　　分	第 55 期 (平成26年１月期)	第 56 期 (平成27年１月期)	第 57 期 (平成28年１月期)	第 58 期 (当連結会計年度) (平成29年１月期)
売　　上　　高(千円)	6,320,092	7,641,941	8,079,393	8,147,738
経常利益又は経常損失(△)(千円)	486,095	662,616	58,109	△215,752
親会社株主に帰属する当期純利益又は親会社株主に帰属する当期純損失(△)(千円)	234,905	369,716	△76,345	△416,559
1株当たり当期純利益金額又は1株当たり当期純損失金額(△)(円)	37.57	59.10	△10.94	△58.70
総　　資　　産(千円)	3,172,374	3,604,781	4,057,815	4,220,411
純　　資　　産(千円)	1,136,490	1,492,912	1,777,062	1,380,899
１株当たり純資産額(円)	181.68	238.62	250.17	194.36

(注) 1. １株当たり当期純利益金額又は1株当たり当期純損失金額は、自己株式を控除した期中平均発行済株式総数により、１株当たり純資産額は、自己株式を控除した期末発行済株式総数により算出しております。

② 当社の財産及び損益の状況

区　　　分	第 55 期 (平成26年１月期)	第 56 期 (平成27年１月期)	第 57 期 (平成28年１月期)	第 58 期 (当事業年度) (平成29年１月期)
売　　上　　高(千円)	6,320,092	7,641,941	8,079,393	8,147,738
経常利益又は経常損失(△)(千円)	550,645	674,449	131,780	△232,981
当期純利益又は当期純損失(△)(千円)	306,460	387,083	△440,412	△371,133
1株当たり当期純利益金額又は1株当たり当期純損失金額(△)(円)	49.02	61.87	△63.10	△52.30
総　　資　　産(千円)	3,272,147	3,728,857	3,800,950	4,025,182
純　　資　　産(千円)	1,292,012	1,679,078	1,588,443	1,217,210
１株当たり純資産額(円)	206.55	268.38	223.59	171.30

(注) 1. １株当たり当期純利益金額又は1株当たり当期純損失金額は、自己株式を控除した期中平均発行済株式総数により、１株当たり純資産額は、自己株式を控除した期末発行済株式総数により算出しております。

(3) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社の状況

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の議決権比率	主要な事業内容
Lamon Bay Furniture Corp.	10,458千ペソ	98.62%	家具の製造業

③ 事業年度末日における特定完全子会社の状況

該当事項はありません。

(4) 対処すべき課題

① 「当社らしさ（強み)」を追求する

競合他社によるライフスタイル市場への参入が相次ぐ現状においては、商品ごとにコンセプトを明確にし、競合商品との差別化を図ることが必要不可欠であると考えています。そのためには、お客様の購入データの有効活用や、店舗と本部の意思の疎通によりお客様のニーズを再検証し、ターゲット、テイスト、シリーズ、アイテム、サイズ、価格帯などに細分化して商品開発を行うことにより、従来以上に「当社らしさ（強み)」を追求した商品を開発することが今後の課題と考えています。

② 「unico loom」モデルの確立と「unico」のブラッシュアップ

当期、当社グループにおきましては新ブランド「unico loom」を立ち上げました。同ブランドは既存ブランドである「unico」のセカンドラインという位置付けですが、両ブランドが各々のお客様層に十分に認知されるためには、「unico」と「unico loom」のそれぞれのポジショニングを明確にしていくことが必要であると考えています。

そのためには、既存の「unico」をブラッシュアップしていくことは元より、ターゲットとするお客様のライフスタイル、嗜好性などを十分に検証した上でそれを可視化し、ニーズにマッチした「unico loom」の商品を提供していくことが今後の課題と考えています。

③　全社一丸体制の徹底（店舗と本部、スキルアップ体制、システムの安定運用と有効活用）

当期の業績は厳しい結果となりましたが、これを受けまして当社におきましては再度、全社一丸体勢の徹底を図ります。

店舗、スーパーバイザー、本部の３者間の連携充実による業務スピードの向上、外部コンサルティングの積極導入による販売や業務のノウハウの蓄積、人事制度改革、研修制度拡充、新基幹システムの有効活用より、店長をはじめとした各従業員のスキル向上、業務の標準化と工数削減、販売スタッフの早期育成と定着率向上を目指します。

また、当期におきましては、期中に基幹システムを新規導入したことから、決算作業をより慎重に行ったため、当初予定していた決算発表日を延期することとなりました。当該システムの稼動自体は安定的であり、今般の延期は導入時の一過性のものという認識でおりますが、日々の検証、モニタリングを通じて今後、今般の様な決算発表の延期を生じさせない所存です。

(5)　企業集団の主要な事業セグメント（平成29年１月31日現在）

事業区分	事業内容
ｕｎｉｃｏ事業	家具・ファブリック等及びインテリア・雑貨等の企画・販売
ｆｏｏｄ事業	産地直送の新鮮な食材を使用した料理を提供するレストランの運営

(6) 企業集団の主要拠点等（平成29年１月31日現在）

① 当社

本社（東京都渋谷区）

倉庫

関東物流センター（栃木県宇都宮市）

関西物流センター（大阪府泉大津市）

unico事業　店舗

北海道・東北地区	2店舗
関東地区	22店舗
北陸地区	2店舗
東海地区	2店舗
関西地区	8店舗
中国・四国地区	4店舗
九州地区	3店舗
計	43店舗

food事業　店舗

関東地区	3店舗

② 子会社

Lamon Bay Furniture Corp.（フィリピン共和国カルモナ市）

(7) 従業員の状況（平成29年１月31日現在）

① 企業集団の従業員の状況

従業員数	前連結会計年度末比増減
523（49）名	74（10）名

（注）従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数（パート社員、派遣社員を含む。）は、最近１年間の平均人員を（　）外数で記載しております。

② 当社の従業員の状況

従業員数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
439（46）名	75（12）名	28.9歳	2.9年

（注）従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数（パート社員、派遣社員を含む。）は、最近１年間の平均人員を（　）外数で記載しております。

(8) 主要な借入先の状況（平成29年１月31日現在）

借入先	借入額
株式会社みずほ銀行	384,320千円
株式会社三井住友銀行	341,606
株式会社足利銀行	227,089

(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

２．会社の現況

(1) 株式の状況（平成29年１月31日現在）

① 発行可能株式総数　19,200,000株

② 発行済株式の総数　7,097,400株

③ 株主数　7,413名

④ 大株主（上位10名）

株主名	持株数	持株比率
三澤　太	2,880,000株	40.6%
飯塚　智香	420,000	5.9
尾張　睦	272,700	3.8
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	255,800	3.6
大塚　幸江	216,000	3.0
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	186,700	2.6
ミサワ従業員持株会	91,100	1.3
資産管理サービス信託銀行株式会社(年金特金口)	39,500	0.6
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口３）	36,700	0.5
鈴木　裕之	30,900	0.4

（注）持株比率は自己株式（486株）を控除して計算しております。

(2) その他の株式に関する重要な事項

該当事項はありません。

(3) 新株予約権等の状況

① 当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況（平成29年１月31日現在）

平成27年３月17日取締役会決議に基づき有償発行した第３回新株予約権の概要

新株予約権の数	1,810個
新株予約権の目的となる株式の種類及び数	当社普通株式181,000株 （新株予約権１個につき100株）
新株予約権の払込金額	新株予約権１個当たり494円
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額	１株につき890円
新株予約権の割当対象者及びその人数並びに割当数	当社取締役　３名（1,810個） 当社監査役　－名
新株予約権の行使期間	平成27年５月１日～平成32年４月30日
新株予約権の主な行使条件	イ．新株予約権者は、平成29年１月期及び平成30年１月期の各事業年度にかかる当社が提出した有価証券報告書に記載される監査済の当社連結損益計算書（連結財務諸表を作成していない場合は損益計算書）において、営業利益が次の各号に掲げる条件を満たしている場合に、割当てを受けた本新株予約権のうち当該各号に掲げる割合を限度として本新株予約権を行使することができる。 （ⅰ）平成29年１月期の営業利益が905.8百万円以上の場合 新株予約権者が割当てを受けた本新株予約権の総数の1/2を当該条件を満たした期の有価証券報告書の提出日の翌月１日から行使することができる。 （ⅱ）平成30年１月期の営業利益が1,063.6百万円以上の場合 新株予約権者が割当てを受けた本新株予約権の総数の1/2を当該条件を満たした期の有価証券報告書の提出日の翌月１日から行使することができる。 ロ．新株予約権者は、本新株予約権の権利行使時においても、当社または当社関係会社（当社子会社等、当社と資本関係にある会社をいう。）の取締役、監査役または使用人であることを要する。但し、任期満了による退任及び定年退職、その他正当な理由のある場合は、この限りではない。 ハ．新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。 ニ．本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における授権株式数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。 ホ．各本新株予約権の１個未満の行使を行うことはできない。

② 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況

該当事項はありません。

③ その他新株予約権等に関する重要な事項

該当事項はありません。

(4) 会社役員の状況

① 取締役及び監査役の状況（平成29年１月31日現在）

地　位	氏　名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	三　澤　太	
取　締　役	飯　塚　智　香	unico事業部・商品管理部・企画室 管掌 兼 企画室シニアマネージャー
取　締　役	鈴　木　裕　之	管理部門 管掌 兼 管理部シニアマネージャー 兼　業務部管掌
常勤監査役	成　井　昭　臣	
監　査　役	宮　本　久美子	和田倉門法律事務所　パートナー 株式会社トレジャー・ファクトリー　社外取締役 株式会社ビューティガレージ　社外取締役（監査等委員） 株式会社インタートレード　社外監査役
監　査　役	粟　澤　元　博	粟澤税務会計事務所 所長 株式会社立飛ホールディングス社外監査役

（注）１．監査役成井昭臣氏、宮本久美子氏及び粟澤元博氏は、社外監査役であります。
２．監査役成井昭臣氏、宮本久美子氏及び粟澤元博氏は、以下のとおり財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
・監査役成井昭臣氏は、株式会社ダイエーに長年勤務し、財務及び会計の経験を有しております。
・監査役宮本久美子氏は、弁護士の資格を有しております。
・監査役粟澤元博氏は、公認会計士及び税理士の資格を有しております。
３．当社は監査役粟澤元博氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

② 事業年度中に退任した取締役

氏名	退任日	退任事由	退任時の地位・担当及び重要な兼職の状況
福元啓介	平成28年３月29日	一身上の都合	社外取締役
大塚幸江	平成28年６月30日	一身上の都合	取締役 業務部管掌

③ 責任限定契約の内容の概要

当社は、会社法第427条第１項の規定に基づき、社外役員全員と同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額としております。

④ 取締役及び監査役の報酬等

当事業年度に係る報酬等の総額

区分	員数	報酬等の額
取締役 （うち社外取締役）	5名 (1)	57百万円 (0)
監査役 （うち社外監査役）	3 (3)	10 (10)
合計 （うち社外役員）	8 (4)	67 (10)

（注）１．取締役の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
２．取締役の報酬限度額は、平成21年３月23日開催の第50回定時株主総会において、年額５億円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）と決議いただいております。
３．監査役の報酬限度額は、平成21年３月23日開催の第50回定時株主総会において、年額２億円以内と決議いただいております。

⑤　社外役員に関する事項

イ　他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

・監査役宮本久美子氏は、和田倉門法律事務所のパートナー及び株式会社トレジャー・ファクトリーの社外取締役、株式会社ビューティガレージの社外取締役（監査等委員）、株式会社インタートレードの社外監査役であります。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。

・監査役粟澤元博氏は、粟澤税務会計事務所所長及び株式会社立飛ホールディングスの社外監査役であります。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。

ロ　当事業年度における主な活動状況

	出　席　状　況　及　び　発　言　状　況
常勤監査役 成　井　昭　臣	当事業年度に開催された取締役会13回全てに出席、監査役会14回全てに出席いたしました。豊富な経験と深い見識に基づき、適宜質問、意思表明等の発言を行っております。
監査役 宮　本　久美子	当事業年度に開催された取締役会13回全てに出席、監査役会14回全てに出席いたしました。弁護士としての豊富な経験と深い見識に基づき、適宜質問、意見表明等の発言を行っております。
監査役 粟　澤　元　博	当事業年度に開催された取締役会13回全てに出席、監査役会14回全てに出席いたしました。公認会計士及び税理士としての豊富な経験と深い見識に基づき、適宜質問、意見表明等の発言を行っております。

⑥　社外取締役を置くことが相当でない理由

当社は、従前より社外取締役の選任について検討しておりましたが、適切な候補者が見つからなかったことなどもあり、当事業年度末日において社外取締役を置いておりません。

当社は、経営の透明性を一層向上させるとともに意思決定のさらなる迅速化を実現することを目的として、会社法の改正にともない、新たな機関設計として認められた「監査等委員会設置会社」へ移行し、監査等委員である社外取締役を複数名選任する関連議案を平成29年４月27日開催予定の第58回定時株主総会に上程いたします。

⑸ 会計監査人の状況

① 名称　　　　　　　　　有限責任監査法人トーマツ

② 報酬等の額

	報　酬　等　の　額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	25,500千円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	25,500

（注）１．監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積もりの算出根拠などを確認し、検討した結果、会計監査人の報酬につき、会社法第399条第１項の同意を行っております。
２．当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

③ 非監査業務の内容

該当事項はありません。

④ 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定し、取締役会は、当該決定に基づき、当該議案を株主総会に提出いたします。

また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第１項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の合意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

(6) 業務の適正を確保するための体制及びその運用状況の概要

（業務の適正を確保するための体制の概要）

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりであります。

① 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

イ コンプライアンス体制の基礎として、コンプライアンス規程を定める。

ロ グループ全体のコンプライアンス体制を統括する組織としてコンプライアンス委員会を設置する。

ハ コンプライアンス上問題がある事態を認知した場合は、直ちにコンプライアンス委員会に報告するものとする。コンプライアンス委員会は、問題の性質に応じて適宜担当部署に問題の調査・対応を委嘱するとともに、重要と判断した事例については社長に報告する。また、全社的な見地から対応を要する問題については、速やかにコンプライアンス委員会は調査委員会を組織するなどして真相究明を行うとともに再発防止策を含む対応についての提言を行う。また、コンプライアンス相談窓口を設置し、運営上の方針及び手続きと内部通報者の保護の方法について公益通報者保護規程において定める。

ニ 監査役及び内部監査専任部署は、コンプライアンス体制の有効性及び適切性等、コンプライアンスに関する監査を行う。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

イ 取締役は、法令及び取締役会規程に基づき職務の執行の状況を取締役会に報告する。報告された内容については取締役会議事録に記載又は記録し、法令に基づき保存するものとする。

ロ 取締役の職務の執行に関する情報の保存及び管理に関する基本規程として、文書管理規程を定める。

ハ 文書の取扱いに関しては、文書管理規程において保存期間に応じて区分を定める。

③　損失の危険の管理に関する規程その他の体制

イ　取締役会規程、職務権限規程を定め、業務の遂行は、所定の決裁、承認を得た後に行う。

ロ　損失の危険の管理について、情報セキュリティ基本規程において管理部シニアマネージャーを情報セキュリティ責任者と定め、先ず、当該リスクの発生情報については各部署からの定期的な業務報告のみならず、緊急時には迅速に報告がなされる体制を整備するものとする。当該損失危険の管理及び対応については、機動的に取締役会を開催する他、対応する規程・規則を作成、整備するとともに、必要に応じてガイドラインの制定、研修の実施、マニュアルの作成・配布等を行うものとする。

④　取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

イ　取締役会規程に基づき定時取締役会を原則毎月１回開催し、必要ある場合には適宜臨時取締役会を開催することとする。また、各部署の活動状況の報告、取締役会での決定事項の報告等を行う会議体として部門長会を毎月１回開催することとし、経営情報の共有と業務運営の効率化を図る。

ロ　取締役を含む会社の業務執行全般の効率的な運営を目的として組織規程・職務分掌規程・職務権限規程を定め、実態に応じて適宜改正を行う。

⑤　会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

イ　関係会社の業務の円滑化と管理の適正化を目的として関係会社管理規程を定める。

ロ　コンプライアンス規程は全グループ会社に適用し、全グループ会社の法令順守に関する体制はコンプライアンス委員会が統括する。

⑥　監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項及び当該使用人の取締役からの独立性に関する事項

イ　監査役がその職務を補助すべき使用人（以下「監査役補助者」という。）を置くことを求めた場合においては、適切な人員配置を速やかに行うものとする。

ロ　監査役補助者の選任及び異動については、あらかじめ監査役の承認を得なければならない。

ハ　監査役補助者の職務は監査役の補助専任とし、他の一切の職務の兼任を認めないものとする。

⑦　取締役及び使用人が監査役に報告するための体制、その他の監査役への報告に関する体制

取締役は、以下の重要事項を定期的に常勤監査役に報告するものとし、監査役会において、常勤監査役から報告する。また、その他の監査役からの要請があれば、直接報告するものとする。

イ　重要な機関決定事項
ロ　経営状況のうち重要な事項
ハ　会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事項
ニ　内部監査状況及び損失の危険の管理に関する重要事項
ホ　重大な法令・定款違反
ヘ　子会社に関する重要事項
ト　その他、重要事項

⑧　監査役へ報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

監査役へ報告したことを理由として、報告者に対して解雇その他いかなる不利益な取扱いも行ってはならない旨、公益通報者保護規定において定める。

⑨　監査役の職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項

監査役がその職務の執行について生ずる費用の前払又は償還、負担した債務の弁済を請求した時は、当該請求に係る費用又は債務が当該監査役の職務の執行に必要でないことを証明した場合を除き、これに応じた処理を行うものとする。

⑩　その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査役会は取締役及び重要な使用人に対してヒアリングを実施することができると共に、代表取締役社長、会計監査人と意見交換等を実施できる体制を整備するものとする。

⑪　反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

反社会的勢力対策規程において、反社会的勢力との一切の関係の遮断、不当要求の排除、取引の全面的禁止、影響力の利用の禁止について定める。

（業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要）

当社では、前記業務の適正を確保するための体制に関する基本方針に基づいて、体制の整備とその適切な運用に努めております。当事業年度における当該体制の運用状況の概要は以下のとおりであります。

① 職務執行の適正及び効率性の確保に対する取組みの状況

取締役会は、取締役３名で構成され、社外監査役３名も出席しております。取締役会は13回開催し、各議案についての、審議、業務遂行の状況等の監督を行い、活発な意見交換がなされており、意思決定及び監督の実効性は確保されております。

また、監査役会を14回開催し、取締役の職務執行の監査、法令及び定款等の遵守について監査いたしました。

監査役は取締役会への出席、取締役等からの説明の聴取を通じて、当社の内部統制の構築及び運用の状況について確認を行うとともに、必要に応じて意見を表明いたしました。また、会計監査人、内部監査部門と適宜情報交換を行い、連携を保ちながら監査の実効性を高めております。

② 損失の危険の管理に対する取組みの状況

当社の主要な損失の危険について、代表取締役を委員長、各部門長を委員として構成されるコンプライアンス委員会において内部統制評価の経過報告会を実施いたしました。また、内部監査部門は内部監査基本計画に基づいて予め具体的なリスクを想定・分類し、適切な対応が行えるような体制を整えております。

また、平成28年９月12日に子会社Lamon Bay Furniture Corp.において火災が発生しましたが、その際には適時適切な情報収集と対応の指示、及び再発防止に向けた指導とその実施状況の視察を行っております。

③ 会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正の確保に対する取組みの状況

子会社の経営管理につきましては、関係会社管理規程に従い、子会社から当社の主管部門に、事前に承認申請または報告を行っております。また、内部監査部門は、子会社に対する監査を実施しており、グループ経営に対応したモニタリングを実施しております。

④　反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

反社会的勢力に対して、一切の関係を持たないことを反社会的勢力対策規程として制定し、遵守事項として掲げております。また、新規取引先との契約締結に際して、反社会的勢力排除条項の契約へ記載を必須としている他、警察等の外部専門機関や関連団体との情報交換を実施しております。

(7) 会社の支配に関する基本方針

当社は、財務及び事業の方針の決定を支配する者は、安定的な成長を目指し、企業価値の極大化・株主共同の利益の増強に経営資源の集中を図るべきと考えております。

現時点では特別な防衛策は導入いたしておりませんが、今後も引き続き社会情勢等の変化を注視しつつ弾力的な検討を行ってまいります。

連結貸借対照表

（平成29年１月31日現在）

（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
（資産の部）		（負債の部）	
流動資産	**2,600,105**	**流動負債**	**1,834,536**
現金及び預金	647,419	買掛金	227,450
売掛金	367,652	１年内返済予定の長期借入金	572,621
商品及び製品	1,142,363	未払金	186,463
仕掛品	916	前受金	342,750
原材料及び貯蔵品	119,949	賞与引当金	54,264
未収還付法人税等	48,432	ポイント引当金	137,000
繰延税金資産	123,919	株主優待引当金	149,000
その他	149,453	その他	164,986
固定資産	**1,620,305**	**固定負債**	**1,004,975**
有形固定資産	**634,234**	長期借入金	958,658
建物及び構築物（純額）	492,176	退職給付に係る負債	14,495
機械装置及び運搬具（純額）	45,084	資産除去債務	31,822
工具、器具及び備品（純額）	82,617	**負債合計**	**2,839,512**
土地	814	（純資産の部）	
リース資産（純額）	30	**株主資本**	**1,365,824**
建設仮勘定	13,511	**資本金**	**380,372**
無形固定資産	**249,736**	**資本剰余金**	**360,372**
ソフトウエア	249,500	**利益剰余金**	**625,301**
その他	236	**自己株式**	**△222**
投資その他の資産	**736,333**	**その他の包括利益累計額**	**13,543**
敷金及び保証金	566,583	**為替換算調整勘定**	**13,543**
繰延税金資産	149,122	**新株予約権**	**1,531**
その他	20,628	**純資産合計**	**1,380,899**
資産合計	**4,220,411**	**負債・純資産合計**	**4,220,411**

※ 記載金額は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

（平成28年２月１日から
平成29年１月31日まで）

（単位：千円）

科目	金額	
売上高		8,147,738
売上原価		3,524,380
売上総利益		4,623,357
販売費及び一般管理費		4,802,519
営業損失（△）		△179,162
営業外収益		
受取利息	123	
運送事故受取保険金	4,679	
その他	3,421	8,224
営業外費用		
支払利息	4,472	
為替差損	34,756	
その他	5,585	44,814
経常損失（△）		△215,752
特別利益		
新株予約権戻入益	98	98
特別損失		
火災損失	60,182	
減損損失	195,391	255,574
税金等調整前当期純損失（△）		△471,228
法人税、住民税及び事業税	12,041	
法人税等調整額	△66,710	△54,668
当期純損失（△）		△416,559
非支配株主に帰属する当期純損失（△）		―
親会社株主に帰属する当期純損失（△）		△416,559

※ 記載金額は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書

（平成28年２月１日から
平成29年１月31日まで）

（単位：千円）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	380,372	360,372	1,041,861	△222	1,782,383
連結会計年度中の変動額					
親会社株主に帰属する当期純損失（△）			△416,559		△416,559
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額（純額）					
連結会計年度中の変動額合計	−	−	△416,559	−	△416,559
当期末残高	380,372	360,372	625,301	△222	1,365,824

	その他の包括利益累計額		新株予約権	純資産合計
	為替換算調整勘定	その他の包括利益累計額合計		
当期首残高	△6,951	△6,951	1,630	1,777,062
連結会計年度中の変動額				
親会社株主に帰属する当期純損失（△）				△416,559
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額（純額）	20,494	20,494	△98	20,396
連結会計年度中の変動額合計	20,494	20,494	△98	△396,163
当期末残高	13,543	13,543	1,531	1,380,899

※ 記載金額は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

連 結 注 記 表

（連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項）

１．連結の範囲に関する事項

連結子会社の数　１社

連結子会社の名称　Lamon Bay Furniture Corp.

２．会計方針に関する事項

(1) たな卸資産の評価基準及び評価方法

商品	総平均法による原価法（連結貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）を採用しております。
製品及び仕掛品	個別法による原価法（連結貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）を採用しております。
原材料及び貯蔵品	最終仕入原価法による原価法（連結貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）を採用しております。

(2) 重要な固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法（ただし、平成10年４月１日以降に取得した建物（附属設備を除く）については定額法）を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物及び構築物　５～31年
機械装置及び運搬具　２～10年
工具、器具及び備品　２～15年

② 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。なお、自社利用のソフトウエアについては、社内における利用可能期間（５年）に基づいております。

③ リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産について、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

(3) 重要な引当金の計上基準

① 貸倒引当金

売上債権、貸付金等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

② 賞与引当金

従業員への賞与の支払に備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当連結会計年度に帰属する額を計上しております。

③ ポイント引当金

将来のポイント使用に備えるため、使用実績率に基づき、当連結会計年度末において将来使用されると見込まれる額を計上しております。

④ 株主優待引当金

株主優待制度の利用に備えるため、利用実績率に基づき、当連結会計年度末において将来利用されると見込まれる額を計上しております。

(4) 重要な外貨建ての資産又は負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。なお、在外子会社等の資産及び負債は、在外子会社決算日の直物為替相場により円貨に換算し、収益及び費用は期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定に含めて計上しております。

(5) その他連結計算書類作成のための基本となる事項

① 消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は、税抜方式によっております。

② 退職給付に係る会計処理の方法

従業員の退職給付に備えるため、「退職給付に関する会計基準」(企業会計基準第26号　平成24年５月17日。)及び「退職給付に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第25号平成27年３月26日。)に定める簡便法により、自己都合退職による期末要支給額から公益財団法人東法連特定退職金共済会からの給付金相当額を控除した金額を計上しております。

(会計方針の変更)

企業結合に関する会計基準等の適用

「企業結合に関する会計基準」(企業会計基準第21号 平成25年9月13日)、「連結財務諸表に関する会計基準」(企業会計基準第22号 平成25年9月13日) 及び「事業分離等に関する会計基準」(企業会計基準第7号 平成25年9月13日) 等を当連結会計年度から適用し、当期純利益の表示の変更及び少数株主持分から非支配株主持分への表示の変更を行っております。

(表示方法の変更)

(連結貸借対照表)

前連結会計年度において、区分掲記しておりました「流動負債」の「リース債務」は重要性が乏しくなったため、当連結会計年度より「流動負債」の「その他」に含めて表示しております。

（連結貸借対照表に関する注記）
有形固定資産の減価償却累計額　876,915千円

（連結損益計算書に関する注記）
減損損失
当連結会計年度において、当社グループは以下の資産グループについて減損損失を計上しました。

場所	用途	種類
東京都渋谷区	unico事業用店舗	建物及び構築物、工具、器具及び備品
福岡県福岡市	unico事業用店舗	建物及び構築物、工具、器具及び備品
東京都武蔵野市	unico事業用店舗	建物及び構築物、工具、器具及び備品
静岡県静岡市	unico事業用店舗	建物及び構築物、工具、器具及び備品
鹿児島県鹿児島市	unico事業用店舗	建物及び構築物、工具、器具及び備品
石川県金沢市	unico事業用店舗	建物及び構築物、工具、器具及び備品
香川県高松市	unico事業用店舗	建物及び構築物、工具、器具及び備品
神奈川県横浜市	unico事業用店舗	建物及び構築物、工具、器具及び備品
東京都世田谷区	unico事業用店舗	建物及び構築物、工具、器具及び備品
大阪府大阪市	unico事業用店舗	建物及び構築物、工具、器具及び備品
東京都町田市	unico事業用店舗	建物及び構築物、工具、器具及び備品
大分県大分市	unico事業用店舗	建物及び構築物、工具、器具及び備品
愛媛県松山市	unico事業用店舗	建物及び構築物、工具、器具及び備品
岡山県岡山市	unico事業用店舗	建物及び構築物、工具、器具及び備品
千葉県千葉市	unico事業用店舗	建物及び構築物、工具、器具及び備品

当社グループは、キャッシュ・フローを生み出す最小単位として店舗又は事業所を基準としてグルーピングを行っており、遊休資産については個別資産ごとにグルーピングを行っております。
unico事業用店舗に関しましては、店舗移転の意思決定及び収益性の低下により投資の回収が見込めなくなったことに伴い、対象店舗につき、帳簿価額を回収可能価額まで減額し当該減少額を減損損失195,391千円として特別損失に計上しております。その内訳は、建物及び構築物174,007千円、工具、器具及び備品21,383千円であります。なお、回収可能価額は使用価値により測定しておりますが、回収可能性が認められないため、ゼロとして評価しております。

（連結株主資本等変動計算書に関する注記）

1．発行済株式の種類及び総数に関する事項

株 式 の 種 類	当連結会計年度期首株式数	当連結会計年度増加株式数	当連結会計年度減少株式数	当連結会計年度末株式数
普通株式（株）	7,097,400	－	－	7,097,400

2．自己株式の種類及び株式数に関する事項

株 式 の 種 類	当連結会計年度期首株式数	当連結会計年度増加株式数	当連結会計年度減少株式数	当連結会計年度末株式数
普通株式（株）	486	－	－	486

3．新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

当連結会計年度末の新株予約権（権利行使期間の初日が到来していないものを除く。）の目的となる株式の種類及び数

普通株式　　　　　　　16,200株

4．配当に関する事項

該当事項はありません。

（金融商品に関する注記）

１．金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、設備投資計画に照らして、必要な資金（主に銀行借入）を調達しております。また、短期的な運転資金を銀行借入により調達しております。デリバティブは、後述するリスクを回避するために利用しており、投機的な取引は行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。

店舗等の賃貸借契約に基づく敷金及び保証金は、差入先、預託先の信用リスクに晒されております。

営業債務である買掛金は、そのほとんどが１ヶ月以内の支払期日であります。一部外貨建てのものについては、為替の変動リスクに晒されております。

借入金及びファイナンス・リース取引に係るリース債務は、主に設備投資に係る資金調達を目的としたものであり、償還日は最長で決算日後４年であります。

デリバティブ取引は、外貨建ての営業債務に係る為替の変動リスクに対するヘッジを目的とした先物為替予約取引であります。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社グループは、売掛金、敷金及び保証金について、主要な取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引相手ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

デリバティブ取引については、取引相手先を高格付を有する金融機関に限定しているため信用リスクはほとんどないと認識しております。

② 市場リスク（為替の変動リスク）の管理

当社グループは、デリバティブ取引の執行・管理については、取引権限等を定めた管理規程に従い、担当部署が決裁担当者の承認を得て行っております。月次の取引実績は、取締役会に報告しております。

③ 資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

当社グループは、各部署からの報告に基づき管理部門が適時に資金繰計画を作成・更新するとともに、手許流動性の維持などにより流動性リスクを管理しております。なお、連結子会社についても、同様の管理を行っております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

２．金融商品の時価等に関する事項

平成29年１月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については次のとおりであります。

	連結貸借対照表計上額(千円)	時価(千円)	差額(千円)
(1)現金及び預金	647,419	647,419	―
(2)売掛金	367,652	367,652	―
(3)未収還付法人税等	48,432	48,432	―
(4)敷金及び保証金	566,583	565,680	△903
資産計	1,630,087	1,629,184	△903
(1)買掛金	227,450	227,450	―
(2)未払金	186,463	186,463	―
(3)長期借入金(1年以内に返済予定のものを含む)	1,531,279	1,524,059	△7,219
負債計	1,945,193	1,937,973	△7,219

（注）１．金融商品の時価の算定方法

資産

(1)現金及び預金、(2)売掛金、(3) 未収還付法人税等

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(4)敷金及び保証金

敷金及び保証金の時価は、その将来キャッシュ・フローを国債の利回り等、適切な指標に信用スプレッドを上乗せした利率で割り引いた現在価値により算定しております。

なお、「連結貸借対照表計上額」及び「時価」には、敷金及び保証金の回収が最終的に見込めないと認められる部分の金額（資産除去債務の未償却残高）が含まれております。

負債

(1)買掛金、(2)未払金

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(3)長期借入金(1年以内に返済予定のものを含む)

これらの時価は、その将来キャッシュ・フローを国債の利回り等、適切な指標に信用スプレッドを上乗せした利率で割り引いた現在価値により算定しております。

２．金銭債権の連結決算日後の償還予定額

	１年以内 （千円）	１年超 ５年以内 （千円）	５年超 10年以内 （千円）	10年超 （千円）
現金及び預金	647,419	―	―	―
売掛金	367,652	―	―	―
合計	1,015,071	―	―	―

（注）１．償還予定額は、元本金額を記載しております。
２．敷金及び保証金については、償還予定額が不明なため記載しておりません。

３．長期借入金の返済予定額

	１年以内 （千円）	1年超 2年以内 （千円）	2年超 3年以内 （千円）	3年超 4年以内 （千円）	4年超 5年以内 （千円）	5年超 （千円）
長期借入金	572,621	453,537	354,819	150,302	―	―

（１株当たり情報に関する注記）

(1)　１株当たり純資産額　194円36銭

(2)　１株当たり当期純損失金額　58円70銭

（重要な後発事象に関する注記）

該当事項はありません。

貸　借　対　照　表

（平成29年１月31日現在）

（単位：千円）

科　　目	金　額	科　　目	金　額
（資産の部）		（負債の部）	
流動資産	**2,468,678**	**流動負債**	**1,802,996**
現金及び預金	592,946	買掛金	223,313
売掛金	367,652	１年内返済予定の長期借入金	572,621
商品	1,076,451	未払金	185,856
未着品	82,872	未払費用	98,724
原材料及び貯蔵品	53,684	前受金	342,750
前渡金	6,559	預り金	25,751
前払費用	70,002	賞与引当金	54,264
未収還付法人税等	48,432	ポイント引当金	137,000
繰延税金資産	123,919	株主優待引当金	149,000
その他	46,156	その他	13,715
固定資産	**1,556,504**	**固定負債**	**1,004,975**
有形固定資産	**581,465**	長期借入金	958,658
建物（純額）	483,899	退職給付引当金	14,495
構築物（純額）	35	資産除去債務	31,822
機械及び装置（純額）	4,647	**負債合計**	**2,807,972**
車両運搬具（純額）	1,147	（純資産の部）	
工具、器具及び備品(純額)	80,930	**株主資本**	**1,215,679**
土地	814	**資本金**	**380,372**
リース資産（純額）	30	**資本剰余金**	**360,372**
建設仮勘定	9,960	資本準備金	360,372
無形固定資産	**249,575**	**利益剰余金**	**475,156**
ソフトウエア	249,339	利益準備金	160
その他	236	その他利益剰余金	474,996
投資その他の資産	**725,463**	繰越利益剰余金	474,996
関係会社長期貸付金	480,976	**自己株式**	**△222**
長期前払費用	150	**新株予約権**	**1,531**
敷金及び保証金	555,713		
繰延税金資産	149,122		
その他	20,478		
貸倒引当金	△480,976	**純資産合計**	**1,217,210**
資産合計	**4,025,182**	**負債・純資産合計**	**4,025,182**

※ 記載金額は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

損益計算書

（平成28年２月１日から
平成29年１月31日まで）

（単位：千円）

科目	金	額
売上高		**8,147,738**
売上原価		**3,555,847**
売上総利益		**4,591,890**
販売費及び一般管理費		**4,737,239**
営業損失（△）		**△145,348**
営業外収益		
受取利息	78	
運送事故受取保険金	4,679	
その他	2,219	6,977
営業外費用		
支払利息	4,472	
為替差損	3,057	
貸倒引当金繰入額	83,533	
その他	3,547	94,610
経常損失（△）		**△232,981**
特別利益		
新株予約権戻入益	98	98
特別損失		
減損損失	195,391	195,391
税引前当期純損失（△）		**△428,273**
法人税、住民税及び事業税	9,570	
法人税等調整額	△66,710	△57,139
当期純損失（△）		**△371,133**

※ 記載金額は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

（平成28年２月１日から
平成29年１月31日まで）

（単位：千円）

	株主資本						
	資本金	資本剰余金	利益剰余金			自己株式	株主資本合計
		資本準備金	利益準備金	その他利益剰余金	利益剰余金合計		
				繰越利益剰余金			
当期首残高	380,372	360,372	160	846,130	846,290	△222	1,586,813
事業年度中の変動額							
当期純損失（△）				△371,133	△371,133		△371,133
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）							
事業年度中の変動額合計	－	－	－	△371,133	△371,133	－	△371,133
当期末残高	380,372	360,372	160	474,996	475,156	△222	1,215,679

	新株予約権	純資産合計
当期首残高	1,630	1,588,443
事業年度中の変動額		
当期純損失（△）		△371,133
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	△98	△98
事業年度中の変動額合計	△98	△371,231
当期末残高	1,531	1,217,210

※ 記載金額は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

個別注記表

（重要な会計方針に係る事項）

１．資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

子会社株式	移動平均法による原価法を採用しております。

(2) たな卸資産の評価基準及び評価方法

商品	総平均法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）を採用しております。
未着品	個別法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）を採用しております。
原材料及び貯蔵品	最終仕入原価法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）を採用しております。

２．固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法（ただし、平成10年４月１日以降に取得した建物（附属設備を除く）については定額法）を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物	５～31年
構築物	10年
機械及び装置	５～８年
車両運搬具	４～６年
工具、器具及び備品	３～15年

(2) 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。なお、自社利用のソフトウエアについては、社内における利用可能期間（５年）に基づいております。

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産について、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

３．引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

売上債権、貸付金等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金

従業員への賞与の支払に備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。

(3) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、「退職給付に関する会計基準」（企業会計基準第26号　平成24年５月17日。）及び「退職給付に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第25号 平成27年３月26日。）に定める簡便法により、自己都合退職による期末要支給額から公益財団法人東法連特定退職金共済会からの給付金相当額を控除した金額を計上しております。

(4) ポイント引当金

将来のポイント使用に備えるため、使用実績率に基づき、当事業年度末において将来使用されると見込まれる額を計上しております。

(5) 株主優待引当金

株主優待制度の利用に備えるため、利用実績率に基づき、当事業年度末において将来利用されると見込まれる額を計上しております。

４．その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は、税抜方式によっております。

（表示方法の変更）

（貸借対照表）

前事業年度において、区分掲記しておりました「流動負債」の「リース債務」は重要性が乏しくなったため、当事業年度より「流動負債」の「その他」に含めて表示しております。

（貸借対照表に関する注記）

有形固定資産の減価償却累計額　819,209千円

（損益計算書に関する注記）

１．関係会社との取引

仕入高　264,114千円

営業取引以外の取引による取引高　693千円

２．減損損失

当事業年度において、当社は以下の資産グループについて減損損失を計上しました。

場所	用途	種類
東京都渋谷区	unico事業用店舗	建物及び構築物、工具、器具及び備品
福岡県福岡市	unico事業用店舗	建物及び構築物、工具、器具及び備品
東京都武蔵野市	unico事業用店舗	建物及び構築物、工具、器具及び備品
静岡県静岡市	unico事業用店舗	建物及び構築物、工具、器具及び備品
鹿児島県鹿児島市	unico事業用店舗	建物及び構築物、工具、器具及び備品
石川県金沢市	unico事業用店舗	建物及び構築物、工具、器具及び備品
香川県高松市	unico事業用店舗	建物及び構築物、工具、器具及び備品
神奈川県横浜市	unico事業用店舗	建物及び構築物、工具、器具及び備品
東京都世田谷区	unico事業用店舗	建物及び構築物、工具、器具及び備品
大阪府大阪市	unico事業用店舗	建物及び構築物、工具、器具及び備品
東京都町田市	unico事業用店舗	建物及び構築物、工具、器具及び備品
大分県大分市	unico事業用店舗	建物及び構築物、工具、器具及び備品
愛媛県松山市	unico事業用店舗	建物及び構築物、工具、器具及び備品
岡山県岡山市	unico事業用店舗	建物及び構築物、工具、器具及び備品
千葉県千葉市	unico事業用店舗	建物及び構築物、工具、器具及び備品

当社は、キャッシュ・フローを生み出す最小単位として店舗又は事業所を基準としてグルーピングを行っており、遊休資産については個別資産ごとにグルーピングを行っております。

unico事業用店舗に関しましては、店舗移転の意思決定及び収益性の低下により投資の回収が見込めなくなったことに伴い、対象店舗につき、帳簿価額を回収可能価額まで減額し当該減少額を減損損失195,391千円として特別損失に計上しております。その内訳は、建物及び構築物174,007千円、工具、器具及び備品21,383千円であります。なお、回収可能価額は使用価値により測定しております

が、回収可能性が認められないため、ゼロとして評価しております。

（株主資本等変動計算書に関する注記）

自己株式の種類及び株式数に関する事項

株 式 の 種 類	当事業年度期首株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末株式数
普通株式（株）	486	—	—	486

（税効果会計に関する注記）

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
未収利息	5,630千円
関係会社株式	7,878千円
差入保証金	30,493千円
未払事業所税	2,408千円
賞与引当金	16,745千円
ポイント引当金	42,278千円
株主優待引当金	45,981千円
退職給付引当金	4,473千円
貸倒引当金	147,328千円
資産除去債務	9,744千円
たな卸資産評価損	4,771千円
減損損失	60,092千円
減価償却超過額	105,485千円
税務上の繰越欠損金額	12,137千円
その他	5,658千円
繰延税金資産小計	501,109千円
評価性引当額	△227,217千円
繰延税金資産合計	273,892千円
繰延税金負債	
有形固定資産	446千円
未収還付事業税	405千円
繰延税金負債合計	851千円
繰延税金資産の純額	273,041千円

（関連当事者との取引に関する注記）

１．子会社等

種　類	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金（千ペソ）	事業の内容	議決権等の所有（被所有）割合（%）	関係内容		取引の内容	取引金額（千円）	科　目	期末残高（千円）
						役員の兼任等	事業上の関係				
子会社	Lamon Bay Furniture Corp.	フィリピン共和国カルモナ市	10,458	家具の製造	（所有）直接 98.6	兼任2名	家具の製造委託、資金の貸付等	家具の製造委託（注）2	264,114	－	－
								資金の貸付（注）3，4	83,533	関係会社長期貸付金（注）3，4，5	480,976

（注）１．記載金額には、消費税等は含まれておりません。
　　　２．価格その他の取引条件は、一般的取引条件と同様に決定しております。
　　　３．資金の貸付については、市場金利を考慮して利率を合理的に決定しております。
　　　４．当事業年度に係る受取利息及び未収利息は計上しておりません。
　　　５．関係会社長期貸付金に対し、当事業年度において480,976千円の貸倒引当金を計上し、83,533千円の貸倒引当金繰入額を計上しております。

２．役員及び個人主要株主等

種類	氏名	所在地	資本金又は出資金（千円）	職業	議決権等の所有（被所有）割合（%）	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額（千円）	科目	期末残高（千円）
役員	三澤　太	－	－	当社代表取締役	（被所有）直接 40.6	被債務保証	賃貸借取引に係る被債務保証（注）2	29,556	－	－

（注）1．記載金額には、消費税は含まれておりません。
　　　2．当社の一部店舗の賃貸借契約に基づく賃借料の支払いについて、当社の役員である三澤太より債務保証を受けております。なお、保証料の支払い及び担保の提供等は行っておりません。

（１株当たり情報に関する注記）

(1)　１株当たり純資産額　171円30銭

(2)　１株当たり当期純損失金額　52円30銭

（重要な後発事象に関する注記）

該当事項はありません。

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

平成２９年３月２４日

株式会社ミサワ
　取締役会　御中

有限責任監査法人トーマツ

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	松　田　道　春　㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	木　村　尚　子　㊞

　当監査法人は、会社法第４４４条第４項の規定に基づき、株式会社ミサワの平成２８年２月１日から平成２９年１月３１日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任
　経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任
　当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。
　監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。
　当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ミサワ及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

平成２９年３月２４日

株式会社ミサワ

取締役会　御中

有限責任監査法人トーマツ

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	松田道春　㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	木村尚子　㊞

当監査法人は、会社法第４３６条第２項第１号の規定に基づき、株式会社ミサワの平成２８年２月１日から平成２９年１月３１日までの第５８期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見
　当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係
　会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

監査役会の監査報告

監　査　報　告　書

当監査役会は、平成２８年２月１日から平成２９年１月３１日までの第５８期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

１．監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

(1)　監査役会は、監査の方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

(2)　各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、監査計画等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施いたしました。

①　取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

②　事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第１項及び第３項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。

③　会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

２．監査の結果

(1)　事業報告等の監査結果

①　事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

②　取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

③　内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2)　計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3)　連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成２９年３月２７日

株式会社ミサワ　監査役会

常勤監査役（社外監査役）　成　井　昭　臣　㊞

社外監査役　宮　本　久美子　㊞

社外監査役　栗　澤　元　博　㊞

以　上

株主総会参考書類

第１号議案　定款一部変更の件

１，提案の理由

当社は経営の透明性を一層向上させるとともに意思決定のさらなる迅速化を実現することを目的として、本定時株主総会での承認可決を条件として、「監査役会設置会社」から、「会社法の一部を改正する法律」（平成26年法律第90号）により創設された「監査等委員会設置会社」へ移行いたします。これに伴い、必要な監査等委員である取締役及び監査等委員会に関する規定の新設並びに監査役及び監査役会に関する規定の削除等の変更を行うものです。

併せて、取締役（業務執行取締役等であるものを除く）が期待される役割を十分に発揮できるよう、会社法第４２７条に定める責任限定契約の締結を可能とするべく所要の変更を行うものであります。

また、上記の変更に伴い、条数の整備等の所要の変更を行うものであります。

なお、変更案第３０条第２項（取締役の責任免除）につきましては、各監査役の同意を得ております。

２，定款変更の内容

変更の内容は次のとおりです。（下線は変更部分を示しております。）

現　行　定　款	変　更　案
第１条～第３条（条文省略）	第１条～第３条（現行どおり）
（機関） 第４条 当会社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。 （１）取締役会 （２）<u>監査役及び監査役会</u> （３）会計監査人	（機関） 第４条 当会社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。 （１）取締役会 （２）<u>監査等委員会</u> （３）会計監査人

現　　行　　定　　款	変　　　更　　　案
第５条～第18条（条文省略）	第５条～第18条（現行どおり）
（取締役の員数）	（取締役の員数）
第19条　当会社の取締役は、７名以内とする。	第19条　当会社の監査等委員である取締役以外の取締役（以下、「監査等委員でない取締役」という。）は、７名以内とする。
（新設）	②当会社の監査等委員である取締役は、５名以内とする。
（取締役の選任及び解任の方法）	（取締役の選任及び解任の方法）
第20条（条文省略）	第20条（現行どおり）
（新設）	②前項の規定による選任は、監査等委員でない取締役と監査等委員である取締役を区別しなければならない。
②（条文省略）	③（現行どおり）
③（条文省略）	④（現行どおり）

現　行　定　款	変　更　案
（取締役の任期） 第21条　取締役の任期は、選任後２年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。 ②任期満了前に退任した取締役の補欠として、又は増員により選任された取締役の任期は、前任者又は他の在任取締役の任期の残存期間と同一とする。 （新設） （新設）	（取締役の任期） 第21条　監査等委員でない取締役の任期は、選任後１年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。 （削除） ②監査等委員である取締役の任期は、選任後２年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。 ③任期満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。
（代表取締役及び役付取締役） 第22条 取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。 ②取締役会は、その決議によって取締役の中から取締役社長１名を選定し、必要に応じて専務取締役、常務取締役各若干名を選定することができる。	（代表取締役及び役付取締役） 第22条 取締役会は、その決議によって監査等委員でない取締役から代表取締役を選定する。 ②取締役会は、その決議によって監査等委員でない取締役から取締役社長１名を選定し、必要に応じて専務取締役、常務取締役各若干名を監査等委員でない取締役から選定することができる。

現　行　定　款	変　更　案
（業務執行） 第23条（条文省略） ②取締役社長に事故があるときは、取締役会において、あらかじめ定めた順序により他の取締役が取締役社長の業務を代行する。	（業務執行） 第23条（現行どおり） ②取締役社長に事故があるときは、取締役会において、あらかじめ定めた順序により監査等委員でない他の取締役が取締役社長の業務を代行する。
（取締役会の招集通知） 第24条　取締役会は、取締役社長が招集し、会日の３日前までに各取締役及び監査役に対して招集の通知を発するものとし、緊急の場合にはこれを短縮することができる。 ②（条文省略）	（取締役会の招集通知） 第24条　取締役会は、取締役社長が招集し、会日の３日前までに各取締役に対して招集の通知を発するものとし、緊急の場合にはこれを短縮することができる。 ②（現行どおり）
（取締役会の決議の方法） 第25条（条文省略）	（取締役会の決議の方法） 第25条（現行どおり）
（取締役会の決議の省略） 第26条　取締役が取締役会の決議の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき議決に加わることができる取締役の全員が書面により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。ただし、監査役が異議を述べたときはこの限りではない。	（取締役会の決議の省略） 第26条　取締役が取締役会の決議の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき議決に加わることができる取締役の全員が書面により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。
（取締役会議事録） 第27条　取締役会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項は、議事録に記載又は記録し、議長並びに出席した取締役及び監査役がこれに記名押印又は電子署名する。	（取締役会議事録） 第27条　取締役会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項は、議事録に記載又は記録し、議長及び出席した取締役がこれに記名押印又は電子署名する。

現　行　定　款	変　更　案
（取締役会規程） 第28条（条文省略）	（取締役会規程） 第28条（現行どおり）
（報酬等） 第29条　取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下、「報酬等」という。）は、株主総会の決議によって定める。	（報酬等） 第29条　取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下、「報酬等」という。）は、監査等委員である取締役と監査等委員でない取締役とを区別して、株主総会の決議によって定める。
（取締役の責任免除） 第30条（条文省略） ②当会社は社外取締役との間で、会社法第４２３条第１項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする。	（取締役の責任免除） 第30条（現行どおり） ②当会社は取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間で、会社法第４２３条第１項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする。
（新設）	（業務執行の決定の取締役への委任） 第31条　当会社は、会社法第３９９条の１３第６項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行（同条第５項各号に掲げる事項を除く。）の決定の全部又は一部を取締役に委任することができる。

現　　行　　定　　款	変　　　更　　　案
（新設）	第５章　監査等委員会
	（監査等委員会）
（新設）	第32条　監査等委員会は、監査等委員である取締役で組織する。 ②監査等委員会は、その決議によって常勤の監査等委員である取締役を選定することができる。
	（監査等委員会の招集通知）
（新設）	第33条　監査等委員会の招集通知は、会日の３日前までに監査等委員である各取締役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。 ②監査等委員である取締役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査等委員会を開催することができる。
	（監査等委員会の決議の方法）
（新設）	第34条　監査等委員会の決議は、議決に加わることができる監査等委員である取締役の過半数が出席し、出席した監査等委員である取締役の過半数をもって行う。
	（監査等委員会の議事録）
（新設）	第35条 監査等委員会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令で定める事項は議事録に記載又は記録し、出席した監査等委員がこれに記名押印又は電子署名する。

現　行　定　款	変　更　案
（新設）	（監査等委員会規則） 第36条　監査等委員会に関する事項は、法令又は本定款のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規則による。
第５章 監査役及び監査役会	（削除）
（監査役の員数） 第31条　当会社の監査役は、５名以内とする。	（削除）
（監査役の選任及び解任の方法） 第32条　当会社の監査役の選任は、株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数をもって行う。	（削除）
②監査役の解任は、株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の過半数を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の３分の２以上に当たる多数をもって行う。	（削除）
（監査役の任期） 第33条　監査役の任期は、選任後４年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。	（削除）
②任期満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、前任者の任期の残存期間と同一とする。	（削除）

現　行　定　款	変　更　案
（報酬等） 第34条　監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。	（削除）
（常勤監査役） 第35条　監査役会は、監査役の中から常勤の監査役を選定する。	（削除）
（監査役会の招集通知） 第36条　監査役会の招集通知は、各監査役に対し、会日の３日前までに発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。	（削除）
（監査役会の決議の方法） 第37条　監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。	（削除）
（監査役会の議事録） 第38条　監査役会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令で定める事項は議事録に記載または記録し、出席した監査役がこれに記名押印または電子署名する。	（削除）
（監査役会規則） 第39条　監査役会に関する事項は、法令または定款に定めるもののほか、監査役会において定める監査役会規則による。	（削除）

現　　行　　定　　款	変　　更　　案
（監査役の責任免除） 第40条　当会社は、取締役会の決議によって、監査役（監査役であった者を含む。）の会社法第４２３条第１項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる。 ②当会社は社外監査役との間で、会社法第４２３条第１項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は法令の定める最低責任限度額とする。	（削除） （削除）
第41条～第42条（条文省略）	第37条～第38条（現行どおり）
（会計監査人の報酬等） 第43条　会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査役会の同意を得て定める。	（会計監査人の報酬等） 第39条　会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査等委員会の同意を得て定める。
第44条～第47条（条文省略）	第40条～第43条（現行どおり）

現　行　定　款	変　更　案
	附則
	（監査役の責任免除に関する経過措置）
（新設）	第１条　当会社は、第58回定時株主総会終結前の行為に関する会社法第４２３条第１項所定の監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。
（新設）	②第58回定時株主総会終結前の社外監査役（社外監査役であった者を含む。）の行為に関する会社法第４２３条第１項の賠償責任を限定する契約については、なお同定時株主総会の決議による変更前の定款第４０条第２項の定めるところによる。
（新設）	第２条　本定款の変更は、平成29年４月27日開催予定の当会社第58回定時株主総会の終結時から効力を有する。 なお、本条は上記の効力の発生をもって削除する。

第２号議案　取締役（監査等委員である取締役を除く）４名選任の件

当社は第１号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、監査等委員会設置会社へ移行いたしますとともに、取締役全員（３名）は、本総会の終結の時をもって任期満了により退任となります。つきましては、経営監督機能の一層の強化を図るため取締役を１名増員し、取締役（監査等委員である取締役を除く）４名の選任をお願いしたいと存じます。

なお、本議案は、第１号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものといたします。

取締役（監査等委員である取締役を除く）候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏（ふり）名（がな） （生年月日）	略歴、当社における地位及び担当 （重要な兼職の状況）	所有する当社の株式数
1	三澤（みさわ）　太（ふとし） （昭和35年７月２日生）	昭和59年４月　株式会社報知新聞社入社 昭和61年３月　当社入社　取締役就任 平成６年４月　代表取締役社長就任（現任）	2,880,000株
2	飯塚（いいつか）　智香（ちか） （昭和35年３月１日生）	昭和61年10月　株式会社近代ビル管理入社 昭和63年12月　当社入社 平成12年３月　取締役就任（現任） 企画室長（現企画室シニアマネージャー）就任（現任） 平成22年２月　東京本社統括 unico事業部・商品管理部・企画室管掌（現任）	420,000株
3	尾張（おわり）　睦（むつみ） （昭和35年11月16日生）	昭和59年４月　株式会社ジャックス入社 平成元年４月　当社入社 平成28年９月　商品管理部シニアマネージャー就任（現任）	272,700株
4	鈴木（すずき）　裕之（ひろゆき） （昭和45年６月12日生）	平成５年４月　第一生命保険相互会社（現第一生命保険株式会社）入社 平成14年１月　株式会社ネクストジェン入社 平成21年８月　当社入社　管理部長（現管理部シニアマネージャー）就任（現任） 平成23年９月　取締役就任（現任） 管理部門管掌 平成28年７月　管理部門 兼 業務部管掌（現任）	30,900株

（注１）各候補者と当社の間には特別の利害関係はありません。
（注２）尾張　睦氏は、新任の取締役候補者であります。

第３号議案　監査等委員である取締役３名選任の件

当社は第１号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、監査等委員会設置会社へ移行いたします。つきましては、監査等委員である取締役３名の選任をお願いしたいと存じます。

本議案に関しましてはあらかじめ監査役会の同意を得ております。

なお、本議案は、第１号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものといたします。

監査等委員である取締役の候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	ふりがな 氏名 （生年月日）	略歴、当社における地位及び担当 （重要な兼職の状況）	所有する当社の株式数
1	なるい　あきおみ 成井　昭臣 （昭和27年２月23日生）	昭和50年４月　株式会社ダイエー入社 平成10年３月　株式会社ダイエーオーエムシー（現株式会社セディナ）経理統括室部長 平成18年９月　株式会社オーエムシーカード（旧株式会社ダイエーオーエムシー現株式会社セディナ）執行役員　経営企画本部　副本部長 平成19年５月　同常勤監査役 平成26年４月　当社監査役就任（現任）	ー株
2	みやもと　くみこ 宮本　久美子 （昭和45年３月１日生）	平成12年４月　弁護士登録　鳥飼総合法律事務所入所 平成20年１月　同所　パートナー就任 平成23年４月　当社監査役就任（現任） 平成28年１月　和田倉門法律事務所 開設 同所パートナー就任（現任） 平成28年５月　株式会社トレジャー・ファクトリー社外取締役就任（現任） 平成28年７月　株式会社ビューティガレージ社外取締役（監査等委員）就任（現任） 平成28年12月　株式会社インタートレード社外監査役 就任（現任） （重要な兼職の状況） 和田倉門法律事務所 パートナー 株式会社トレジャー・ファクトリー 社外取締役 株式会社ビューティガレージ 社外取締役（監査等委員） 株式会社インタートレード 社外監査役	ー株

候補者 番　号	氏　　名 （生 年 月 日）	略歴、当社における地位及び担当 （ 重 要 な 兼 職 の 状 況 ）	所有する当社 の 株 式 数
3	粟澤　元博（あわさわ　もとひろ） (昭和53年10月15日生)	平成14年10月　中央青山監査法人入社 平成18年４月　公認会計士登録 平成19年７月　新日本監査法人（現新日本有限責任監査法人）入社 平成20年12月　粟澤税務会計事務所開設 所長（現任）税理士登録 平成23年６月　新立川航空機株式会社　監査役就任 平成24年４月　当社監査役就任（現任） 平成24年11月　株式会社立飛ホールディングス監査役就任（現任） （重要な兼職の状況） 粟澤税務会計事務所 所長 株式会社立飛ホールディングス 社外監査役	－株

（注１）各候補者と当社の間には特別の利害関係はありません。
（注２）成井昭臣氏、宮本久美子氏及び粟澤元博氏は、新任の社外取締役候補者であります。
(1) 成井昭臣氏につきましては、財務等に関する長年の知見と経験から、当社の監査等委員である取締役（社外）に適任であると判断し、選任をお願いするものであります。同氏は会社の経営に関与したことはありませんが、同氏の高い専門性により、当社の経営監督機能を適切に遂行できるものと考えております。
(2) 宮本久美子氏につきましては、弁護士としての長年の見識と経験から、当社の監査等委員である取締役（社外）に適任であると判断し、選任をお願いするものであります。同氏は会社の経営に関与したことはありませんが、同氏の高い専門性により、当社の経営監督機能を適切に遂行できるものと考えております。
(3) 粟澤元博氏につきましては、公認会計士及び税理士としての長年の見識と経験から、当社の監査等委員である取締役（社外）に適任であると判断し、選任をお願いするものであります。同氏は会社の経営に関与したことはありませんが、同氏の高い専門性により、当社の経営監督機能を適切に遂行できるものと考えております。
（注３）成井昭臣氏、宮本久美子氏及び粟澤元博氏の３氏が選任された場合には、当社は３氏との間で、会社法第427条第１項の規定に基づき、同法第423条第１項に定める責任を限定する契約を締結する予定であり、当該契約に基づく賠償限度額は、法令が規定する最低限度額といたします。
（注４）当社は宮本久美子氏が選任された場合は、同氏を東京証券取引所に独立役員として届け出る予定であります。
（注５）当社は粟澤元博氏を東京証券取引所に独立役員として届け出ており、同氏が選任された場合は、改めて同氏を独立役員として届け出る予定であります。

第４号議案　取締役（監査等委員である取締役を除く）の報酬等の額の決定の件

当社は、第１号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、監査等委員会設置会社へ移行いたします。

当社の取締役の報酬額は、平成21年３月23日開催の第50回定時株主総会において、役員賞与を含む報酬等の額を年額５億円以内と決議いただき、今日に至っておりますが、監査等委員会設置会社への移行にともない、改めて監査等委員である取締役以外の取締役の賞与を含む報酬額を定めることとし、その報酬額をこれまでの取締役の報酬額と同様に、役員賞与を含む報酬等の額を年額５億円以内とさせていただきたいと存じます。

なお、監査等委員である取締役以外の取締役の報酬額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まないものといたしたいと存じます。

本議案に係る取締役（監査等委員である取締役を除く）の員数は、第１号議案及び第２号議案が原案どおり承認可決されますと４名となります。

なお、本議案は、第１号議案に係る定款変更の効力が発生することを条件として、効力が発生するものといたします。

第５号議案　監査等委員である取締役の報酬等の額の決定の件

当社は、第１号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、監査等委員会設置会社へ移行いたします。

つきましては、監査等委員である取締役の報酬額を、監査等委員である取締役の職務と責任を考慮して、年額２億円以内とさせていただきたいと存じます。

本議案に係る監査等委員である取締役の員数は、第１号議案及び第３号議案が原案どおり承認可決されますと３名となります。

なお、本議案は、第１号議案に係る定款変更の効力が発生することを条件として、効力が発生するものといたします。

以上

株 主 総 会 会 場 ご 案 内 図

会場：東京都千代田区大手町一丁目３番７号
日経ビル６階
日経カンファレンスルーム
TEL 03－6256－7686

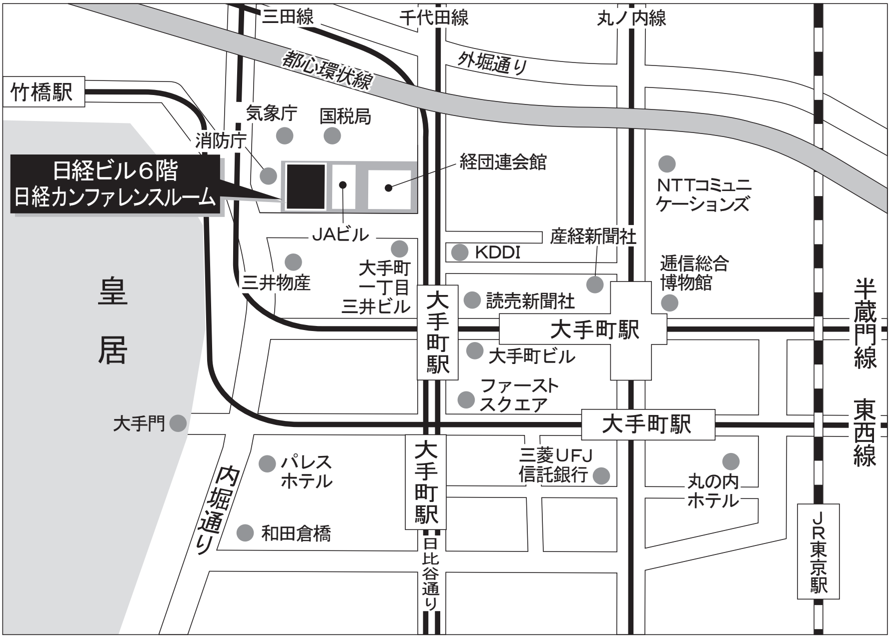

交通：東京メトロ
千 代 田 線「大手町駅」 神田橋方面改札より徒歩約２分
丸 ノ 内 線「大手町駅」 サンケイ前交差点方面改札より徒歩５分
半 蔵 門 線「大手町駅」 大手町方面改札より徒歩約５分
東　西　線「大手町駅」 中央改札より徒歩約９分
「竹橋駅」　４番出口より徒歩約２分
都営地下鉄
三　田　線「大手町駅」 大手町方面改札より徒歩約６分

FSC
www.fsc.org
ミックス
責任ある木質資源を使用した紙
FSC® C022915